

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。
平成30年6月5日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第31号

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する等の規則
(香川県出先機関事務決裁規則の一部改正)

第1条 香川県出先機関事務決裁規則(昭和44年香川県規則第5号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前						
別表4(第3条、第4条関係) 小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項 1～4 略					別表4(第3条、第4条関係) 小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項 1～4 略						
5 県税事務所					5 県税事務所						
関係事務		事 項	所長等 委 任	決裁区分		関係事務		事 項	所長等 委 任	決裁区分	
				所長等	課長等					所長等	課長等
1～3 略					1～3 略						
					4 香川県における企業誘致のための県税の特別措置条例関係事務条…香川県における企業誘致のための県税の特別措置条例		(1) 工場等に係る不動産取得税について不均一の課税をすること。(条2条)		○	○	
					5 産業集積区域における県税の特別措置条例関係事務条…香川県産業集積区域における県税の特別措置条例		(1) 産業集積区域における不動産取得税の課税を免除すること。(条2条)		○	○	
4～6 略					6～8 略						
6～32 略					6～32 略						

(香川県産業集積区域における県税の特別措置条例施行規則の廃止)

第2条 香川県産業集積区域における県税の特別措置条例施行規則（平成25年香川県規則第57号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の香川県出先機関事務決裁規則別表4の5の表の規定は、平成30年4月1日から適用する。
- 2 失効前の香川県における企業誘致のための県税の特別措置条例（平成14年香川県条例第57号）附則第3項の規定又は失効前の香川県産業集積区域における県税の特別措置条例（平成25年香川県条例第45号）附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における委任及び決裁については、平成30年4月1日以後も、なお従前の例による。